

推進委員のひと言

「相談がない。どうしよう」

愛媛県男女共同参画推進委員 立川 百恵

昨年10月1日、苦情処理機関が開設されると待ちかねたように様々な相談や苦情が出され、条例の成果と喜んで調査し、対応させていただいてきた。しかし、その後急速に持ち込まれる案件が減り、推進委員としては「これまでの対応に問題があったのだろうか」「私たちの努力不足か」「はたまた、男女共同参画に関しては環境整備が進んできたことか」と思案に暮れている。

先日、松山市の男女共同参画推進条例施行を機に行われた学習会で、自分たちの生活と条例をどう結びつければいいのか、日常の暮らしの中で上手く活用するには、など意見交換があった。参加者から、公的施設の視察研修をしたとき、説明を終えた職員から「ところで、今日皆さんは家の掃除はしっかり済ませてこられたのでしょうか」と性別役割分担意識そのものの発言が公の場に出されて驚いた、との発言があった。この苦情処理機関にも以前、男女共同参画づくりセミナーで挨拶に立った来賓が女性蔑視発言をした。具体的には、まず、講師の女性を見て「こんなきれいな女性が講師で嬉しい・・・」そのあと、「女性がきれいであるべき6箇条」を述べた、とクレームが出された。

日常生活の出来事を思い起こしてみると、こうした言動に出会うことはまだまだ多い。しかし、その場で敏感に「それ、ちょっと問題発言じゃありませんか」と指摘するのは簡単ではない。つまり、居合わせた多数が「問題」と意識し、共感できるかどうかで勇気ある発言が生きるか否かが決まる。問題指摘が多くの賛同を得ない場合は改革につながらず、逆に提起者が傷ついたり、非難されたりしかねない。こうしたジェンダーや人権侵害に敏感な地域環境は、一朝一夕には育たない。

松山市の条例策定の折にも、市民からの意見が多かったのは教育に関するものだった。学校のみならず、家庭、地域社会、職場などあらゆる場での教育の大切さが盛り込まれたのは、こうした市民の要望によるものだ。男女共同参画社会の実現には、まずは性によって役割を限定し、閉じこめておきたいとの意識からの解放が必要だ。意識改革は、簡単そうで最も困難な作業である。個人差も大きい。しかし、意識は制度を生かす基本になる。

この7月、国連の女子差別撤廃委員会が9年ぶりに日本の実態を審査し、コメントした中にも“固定的な性別役割分担意識の是正に関する勧告”があった。我が県でも「おなごは黙っとれ！」の風土が変わるためには、条例学習を更に積み重ね、制度理解と共に意識改革にねばり強く取り組むことが必要と感じている。

「男女共同参画推進委員活動1年を振り返って」

愛媛県男女共同参画推進委員 宇都宮眞由美

昨年10月に男女共同参画推進委員に就任し、早いもので1年が経過した。その間いろいろな申し出を受けた。日ごろ考えてもいない申し出を受けて「うーん」と考え込んでしまったり、自分と同じ思いの申し出を受けて「同感、同感」と納得したりもした。また、時には「まだこんなことがあるのか」と驚いたこともある。これらの申し出に対して、事務局の力も借りて調査し、検討・議論をしたうえ、男女共同参画推進委員としての一応の結論を出してきた。すべての結論が申し出られた方の納得のいくものではないであろうし、又私たちが出した結論が永久に正しいものであるとも思っていない。これらの問題に関する答えは多分時代とともに変わっていくものであろうと思う。ただ、男女が常に社会を構成するパートナーであるということは変わらないはずである。このことを大前提とし、かつ時代の少し先を見つめて、これからも男女共同参画の問題を考えていきたいと考えている。

ところで、このところ申し出の件数が大きく減っているのが気にかかる。社会にはまだまだ性別による差別的取扱いも存在するし、愛媛県の施策についても男女共同参画の観点から見て必ずしも満点ではないはずである。申し出が減少したことの原因がどこにあるのかについても十分に検討しなければならないと思う。利用されてこそその制度である。気を引き締めて2年目の活動に努力していきたい。

「男女共同参画推進委員としての1年間」

愛媛県男女共同参画推進委員 山下 清

男女共同参画推進委員としての活動も1年になりました。

最近、自分の意識の中で「男女共同参画推進委員」が希薄になってきていることに気づきました。そういえば、制度発足当初に比べると苦情申出が減って、ここ2、3か月私の担当事案がないのです。

当初は、それなりに申出もあって、推進委員も慣れない中、奮闘しました。事案処理や検討会議等を通じて、申出に対応する体制は整いつつあると思うのですが、そうすると申出が減ってしまったというのも皮肉なことです。

それでは、愛媛県では理想に近い男女共同参画社会が実現しているかということ、そうも言えないのではないかと思います。

我々推進委員が男女共同参画社会の理念の実現に尽力できるのは、申出のあった具体的事案を通してです。些細なことでも、申し出ていただければ、案外、簡単に解決することがあります。

男女共同参画委員という制度があることを記憶の片隅にでも留めておいていただき、日常生活の中で疑問に思うことがあれば、気軽に申し出ていただきたいと思います。